

# 高橋しんすけ 議員報告

無所属 市民議員 高橋伸介：1953.4.25生れ、A型。佛教大学卒。京都信用金庫に10年勤務後、染色補正技能士として京都の伝統産業に従事。市民オンブズマンを経て1999年より市議会議員。後援会組織を持たず、一切合切を一人でこなす完全ひとり選挙の手法を貫き現在3期目。行財政改革系・納税者系・オンブズマン系の市民派市議会議員。



議員控室から発信中



高橋しんすけ で 検索

枚方市役所議会事務局〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 tel 072-841-1221 自宅〒573-1106 枚方市町楠葉(まちくずは)2-27-6

t u t C B M K J H G F D S A u t C B M K J H G F D t u t C B M K J H

## 談合事件その後

### 小堀前副市長に完全無罪判決。検察の控訴もなく5月12日に無罪確定しました。

# PR

処遇について、具体的な案について市長に質問しました。この内容については本紙2〜3ページをご覧ください。

ところで検察の有罪率は約

66.6%と言われております。検

察の言い分では有罪率100%も当然らしいですが、密室での過酷な取り調べで被疑者を追い込んでやってもいけないことでもやっただと言わしめてしまうことが、このパー

センテージ中には存在すると聞きます。たとえ裁判で真実を述べても、取り調べ段階での自供に重きを置かれるので裁判中に覆ることはまずありません。

このような人たちは、マスコミなどによる一方的な報道や、他人からの誹謗中傷などで家族や親類、関係者が傷つき、真実はともかくこの事態から一刻も早く逃れたいと思う心理状態になります。また職を失った上に莫大な弁護士費用もかかるとなれば、(罪状にもよるが)執行猶予が付くなら罪を認めた方がマシと考えるようになるのも当然で、「真実を争う」ことなど事実上無理な状況に追い込まれていきます。このようになってしまつと、もう交通事故にでもあつ

たと考えて諦めるしかないと言います。

### 中司前市長は高裁に控訴

(1)

さて、4月28日の判決で中司前市長には執行猶予付きではありましたが有罪判決が下りました。そして中司前市長は即日控訴されました。

小堀前副市長の無罪判決で「役所ぐるみの官製談合」という指摘が外れた以上、中司前市長が行政職員を使って談合を共謀したことも、談合を指示したことも完全になくなった訳です。中司氏の判決では、中司氏に金銭授受も物的証拠も全くないまま、「知っていた」とか「思っていた」という、他の被告の証言証拠だけに頼った判決となっております。上級審では裁判官次第で無罪判決の可能性も大きくなってきました。

それにしてもマスコミの大本営発表体質、それを鵜呑みにする人達、取調べを受ける被疑者の非常に弱い立場、いい意味でも悪い意味でも言葉の力・・・様々な問題を感じる事件ではありません。

6月23日の本会議において「小堀前副市長の無罪判決について」一般質問をさせていただきました。官製談合ではなかったということの確認と、小堀前副市長の今後の

4月27日に小堀前副市長に無罪判決が下りました。小堀前副市長は、苛烈きわまりない検察の取り調べにも関わらず一貫して容疑を否認され、無実を訴えてこられました。裁判所は検察主張をことごとく否定し、完全な無罪判決となりました。これに対して検察は控訴しませんでした。つまり検察側が誤認逮捕、誤認起訴を認めたということですので。当然ながら小堀さんには一刻も早い人権回復、名誉回復が必要です。

なお、無罪判決を受けた小堀前副市長が、5月25日に市長と議長に直接渡された書簡が、6月15日本会議第一日目に読み上げられました。「晴天の霹靂で理不尽きわまりない突然の逮捕」「人権無視の取調べ」を受けた無念さを語っておられます。「エリート警官として紹介された平原」が、実は業者から一千万円をもらって談合に加担していた「汚職警官」だったとは「常識的感覚」では想定外だったということ。これを認めない検察の取調べがいかに一方的で恐ろしく肉体的にもむごかったか、またメディアの無責任な報道について率直に書かれています。この手記は私のホームページの報告日記6月15日分に全文掲載していますので是非ご覧ください。

またつい先日(7月1日)発売された月刊誌「正論」8月号に中司前市長の手記が掲載されています。手記には、「改革」を掲げた私はいかにして罪に陥れられたかと題して詳細に語っておられますので、是非お読みになってください。

# B C

## 本会議一般質問

6月23日

「小堀前副市長の無罪判決について」 抜粋

2年前の各紙の報道がどんなであったか・・・日経には「地検が起訴」との小見出しのあと、小堀さんの供述として「市長は談合を知っていたはず、知らぬはずがないと供述」と真つ赤なウソ。天下の読売と朝日には「副市長の小堀容疑者は起訴事実を大筋で認めているという」との記事です。連日逮捕された小堀前副市長と、まだ逮捕されていない中司前市長に、談合に関与したことを明確に思わせる誘導記事が乱舞(らんぶ)し

ていました。同時に議会に対しても批判の目が注がれていました。

小堀前副市長の保釈は、6月29日に持病の悪化により、ようやく保釈が認められ、保釈金5百万円を支払い、そして治療のため入院されました。側聞するところによりますと、他の検事は「小堀は拘留所で死なれたら困るから保釈したんや」とうそぶいていたそうです。

小堀前副市長の公判は、今年、平成21年2月2日の14回目で結審となり、2ヶ月前の4月27日にようやく無罪判決が下されることとなりました。本当に、本当にご本人、ご家族、ご親戚の方々、ご苦労されたと思います。

第2清掃工場建設工事の行政の責任者であった小堀前副市長が無罪となられたことは、この事件が「官製談合」といわれるものではなかったことが証明されたのだと思います。市として、どのように考えられるのかお尋ねします。

本市の都市宣言の一つに人権尊重都市宣言があります。この宣言

は決して、同和差別、男女差別、障害者差別をなくすためだけではないはずです。小堀前副市長が国家権力により受けられた誤認逮捕、拷問とも言える違法な取り調べ、誤認に基づく起訴、この間の様々な人権侵害に対する人権の回復、名誉の回復は、社会正義上、道義上、急務と考えます。行政としてどのようにお考えなのかお示しください。

また、その事は処遇の回復という表現になるかと思いますが、処遇を回復するとすればどのような処遇の方法があるのかお答えください。(以上1回目の質問より)

(2)

# C E

私は、「処遇」以外にも市として出来ることはいっぱいあるように思いますが。この事件の後遺症は、事件直後のマスコミ報道の印象が払拭されていないことにあります。未だに、小堀さんの無罪を知らない市民が多いのです。未だに一千万円を収賄した悪い副市长という誤った認識をお持ちの市民が多いです。それも結構身近におられます。

市には広報やHPなどがありません。様々な企画も出来ると思いますが。全国レベルは不可能としても、せめて枚方市域だけでも事件の認識を改めていただく努力をしていただきたいと思います。これは行政、議会にとつても、プラスとなります。（3回目の質問より）

（官製談合についてはなかったという見解が確認できました。小堀さんの処遇などについての市長答弁について、また私の質問全文については「高橋しんすけ議員報告HP」をごらんください）

# I H J

## 3月予算委員会

3月の予算委員会では、不景気で厳しい市民生活が続く中、役所の人件費や給与制度に厳しく質問いたしました。以下抜粋です。なお全文はHPに掲載しています。

人一倍の努力が年収に反映するよ様な給与制度にもっとするべきである。

本市では構造改革アクションプランの策定や、いわゆる給与構造改革が行われた訳ですが、これらは前市長の作成したプランであって、それを引き続き進めていくだけでよいのか。

市役所が丸となって進めていくような意識改革、行財政改革の観点から、もっと竹内市長独自の力ラー、情勢にマッチした枚方市に最適なプランが必要と考える。

枚方市の給与体系が景気や市税収入に左右されるような仕組みにすることが必要。

不況で税収が下がっても給与額が変わらない、それどころか上げていかなばならないこともある。不況の中においては、より内部で改革を進めるか、より収益をふやす方策をとるか、どちらか、または両方を行わなければ、民間企業であれば破綻する。「住民のためのサービス機関」との意識を持ち、役所といえども危機感を持って仕

事に当たることが求められる。

以上のような質問に対して答弁では、  
「今までは国準拠、人事院勧告準拠で本市職員の給与水準としたが、これからは（市民の）納得性の高いものでなければならぬ。市独自の取り組みを進める必要がある」との見解が示されました。詳しくはHPをご参照ください。

文字が小さいと毎回ご指摘をいただいておりますが、今号ではもう一段大きくしてみました。いかがでしょうか。

その分、記事は少なくなりませんが、ホームページの方には全文アップしています。ご参考ください。





## 官製談合・枚方市の潔白

2年前、枚方市役所を震撼させた大林組による談合事件は、行政側トップであった小堀前副市長の完全無罪判決により、「役所ぐるみの官製談合」はなくなりました。

検察特捜による捜査・起訴で無罪を勝ち取ることは、千に一つもないと言われるほど最も困難なことの一つです。小堀さんとご家族の皆様には、心よりご苦勞をねぎらう思いと共に、行政により一刻も早く名誉回復がなされ、以前と同じく、枚方のために真っ直ぐな仕事ぶりを拝見させていただきたいと強く思っています。

また、執行猶予付きとはいえ有罪判決となられた中司前市長においても、公判後、一貫して否認され、談合に対して収賄はもとより、行政側に不正な事務処理の関与事実もありませんでした。検察特捜にしてはめずらしくさまざまなシナリオ（構図）の事件といえます。

## 密室の取調べ

今年から刑事裁判については裁判員制度が始まりましたが、今回の事件を見ましても、まだ制度上改善しなければならぬ点がいくつかあると感じます。

一つは警察や検察で行われる取り調べの可視化です。やはり密室であつてはなりません。もう一つは警察や検察の捜査機関が国民の税金で捜査した証拠を、捜査当局だけが独占していることです。被告にとつて有利な証拠は出さず、被告を有罪に持ち込む為の証拠だけを裁判所に出します。弁護側に捜査権はなく、被告にとつて有利な証拠は捜査機関から出してもらえません。全ての捜査証拠の共有化が必要です。

## ミランダ警告

刑事ドラマ等でお馴染みのミランダ警告。アメリカでは既に形骸化しているとも言われていますが、不幸な冤罪を防ぐにはこのような手続きと労力が必要かもしれません。

以下は1999年ミランダ対アリゾナ州事件で連邦最高裁が判示した内容。

(1) から (4) までがミランダ警告として逮捕時に被疑者に対して口頭で読み上げられる部分です。

身柄を拘束された個人は、取調べの前に、(1) 彼が沈黙を保つ権利を持っていること、そして、(2) 彼が述べたことはいかなるものも裁判所において彼に不利に利用されるだろうことを、明確に告げられなければならない。(3) 彼が弁護士と相談する権利を持ち、かつ、取調べの間弁護士に付き添ってもらう権利を持っていること、そしてまた、(4) 彼が無資力ならば彼を弁護する弁護士が選任されるだろうことを、彼は明確に告知されなければならない。取調べの前あるいは取調べ中に個人が沈黙したいとの希望を示唆したときは、取調べは中止されなければならない。彼が弁護士を求めるときは、弁護士が在席するまで取調べは停止されなければならない。弁護士の立会いなしに取調べが行われ供述が録取されたときは、被告人が彼の弁護権を熟慮のうえで知的に放棄したことを証明する重い責任が政府にある。

議員のホームページや議員報告(ペーパー版)は政務調査の目的により運用しております。市政に関するご意見、ご提言、ご感想をお寄せ下さい。尚、お名前やご住所は他の目的を持って使用することはありません。

### くずは駅前報告～ライブ通信

(2009.6現在 609回目のご報告)

くずは駅周辺4ヶ所で朝6:30～8:30

(土日祝雨天そして用事のある日は休みです)

tut CBMKJ HGFDSA ut

術後、なかなか体調が回復しませんが、ガンバリマス!